

平成27年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要  
（「指定管理者募集（応募）要項」に係る審査）

- 1 開催日時 平成27年7月9日（木） 15：30～
- 2 開催場所 青森市役所第2庁舎地下会議室
- 3 対象施設 青森市立後潟児童館、青森市立戸山児童館、青森市立野内児童館、  
青森市立高田児童館、青森市立安田児童館、青森市立相野児童館、  
青森市立平新田児童館、青森市立三内児童館、青森市立奥内児童館

4 出席者

- (1) 選定評価委員会  
委員長 相馬 紳一郎（市民政策部理事次長事務取扱）  
副委員長 鈴木 裕司（総務部理事次長事務取扱）  
委員 多田 弘仁（財務部次長）  
委員 工藤 智（農林水産部次長）  
委員 舘山 新（都市整備部次長）  
委員 森 宏之（青森大学教授）  
委員 古川 司（東北税理士会青森支部税理士）
- (2) 施設所管課（子育て支援課）  
課長 鹿内 利行  
副参事 松本 和久  
主査 江刺家 勝義
- (3) 制度所管課（政策推進課）  
主幹 岩淵 寿哉  
主事 小野 寛史

5 案件 指定管理者募集（応募）要項について

6 審査結果

募集要項（案）への指摘事項を修正後、募集に当たることについては、全委員異議なく、全会一致で了承された。

7 主な質疑内容

（委員）

実施する具体的な事業内容は、指定管理者から提案をいただくのか、それとも市から提示するのか。

（施設所管課）

指定管理者から提案をいただくこととなる。仕様書において、児童館の設置目的である「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすること」を達成できるような管理運営を行うこと、また、9施設の全ての児童を対象とした合同事業を行うことを明記しており、指定管理者は自ら月間及び年間の事業計画を作成し、事業を実施することとなる。

（委員）

各児童館には館長1人、児童厚生員2人を配置するのか。

(施設所管課)

原則はその配置であるが、来館する児童が増加すると見込まれる場合は適宜増員し、対応していただく。

(委員)

管理責任者である館長は常勤なのか。

(施設所管課)

非常勤でも可能としている。

(委員)

館長が非常勤である場合の必要な出勤日数について、仕様書に明記する必要があるのではないか。

(施設所管課)

館長が非常勤である場合、週3日以上の出勤が必要である旨を仕様書に明記する。

(委員)

各児童館において、地域の住民や委員、各種団体と交流・連携し、地域一体となった活動を展開すべく、館長を地域住民の代表者等から選出しているとのことだが、より地域との連携を図り、地域の特性を生かしていくためには、9施設を一括で管理するのではなく、各児童館においてそれぞれ指定管理者を募集する方法もあったのではないか。

(施設所管課)

各児童館において提供するサービスに差異が生じないように、9施設を一括で管理できる指定管理者を募集するものである。